

◎新潟県告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年1月20日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 保安林の所在場所  
新潟県長岡市東谷字境 3249、3250 の1、3251、3252、3257 の1
- 2 指定の目的  
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件  
立木の伐採を禁止する。  
(なお、関係書類を新潟県長岡地域振興局農林振興部及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)